⑼　本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑽　本工事は、入札手続きを電子入札システムにより実施する対象工事である。

なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。

⑾　本工事は、総価契約単価合意方式のうち、単価を包括的に合意する方式の対象工事である。

⑿　本工事は、主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たす４者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）北海道新幹線建設局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。

⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　「平成29・30年度工事競争参加資格確認者」のうち「当機構北海道新幹線建設局管内土木」に係る競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構北海道新幹線建設局が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　各構成員は、当機構北海道新幹線建設局管内土木に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が次に掲げる基準を満たしていること。

代表者　1,400点以上
出資比率が第２位の構成員　1,200点以上
出資比率が第３位の構成員　1,000点以上
出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合は、そのうち１者に限る。以下同じ。）　1,000点以上1,200点未満

⑷　構成員のうち代表者は、次の①の施工実績を有すること。

出資比率が第２位の構成員は、次の②の施工実績を有すること。

出資比率が第３位の構成員は、次の③の施工実績を有すること。

出資比率が最下位の構成員は、次の③又は④のいずれかの施工実績を有すること。

①　ＮＡＴＭによる内空断面積50㎡以上、延長500m以上の鉄道トンネル新設工事
②　ＮＡＴＭによるトンネル新設工事
③　トンネル新設工事
④　土路盤新設工事

※　「延長500m以上の鉄道トンネル新設工事」とは、同一工事における１本のトンネルで延長500m以上の鉄道トンネル新設工事をいう。以下同じ。

※　「土路盤新設工事」とは、路盤の構築を目的とした盛土又は切土工事をいう。以下同じ。

上記工事の施工実績は、平成15年度以降に元請として完工し引渡し済みのものに限る。ただし、当機構の発注工事の場合、一部しゅん功し引渡し済みの工事も施工実績とすることができるが、この場合は、当該工事の主たる目的物を引渡していなければならない。

上記工事が共同企業体構成員としての実績の場合は、代表者は出資比率が構成員中最大（北海道内に本店がある者が代表者となる場合は、出資比率が10％以上）、その他の構成員は出資比率が10％以上のものであること。

上記工事が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）の発注工事の場合で、工事成績評定点の通知を受けている場合は、工事成績評定点が65点以上であること。

また、上記工事が当機構の発注工事の場合は、現に施工中の工事において次の㋐及び㋑に掲げる条件を満たす場合には施工実績とすることができる。

㋐　トンネル本坑の掘削延長が1,000m以上であること（検査済みの出来形部分に限る。）。

㋑　過失による粗雑工事又は契約違反に起因した指名停止を受けるなど不正又は不誠実な行為がなされた工事でないこと。

⑸　当機構の施工実績がある場合は、土木における平成28年度及び平成29年度の当機構の工事成績の平均が２年連続で60点未満でないこと。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　全ての構成員は、次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できること。また、代表者は、配置予定技術者のほかに専任補助者（現場代理人及び専門技術者との兼務を認める。）を配置することができる。専任補助者数は配置予定技術者１名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ及びエの基準を満たす者とする。

なお、専任補助者を配置する場合に当たっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　構成員のうち代表者は、次の①における掘削施工管理に６箇月以上の経験を有する者を配置すること。

出資比率が第２位の構成員は、次の②における掘削施工管理に６箇月以上の経験を有する者を配置すること。

出資比率が第３位の構成員は、次の③又は④のいずれかの施工経験を有する者を配置すること。

出資比率が最下位の構成員の配置予定技術者については、施工経験を必ずしも必要としない。

①　ＮＡＴＭによる内空断面積50㎡以上、延長500m以上の鉄道トンネル新設工事
②　ＮＡＴＭによるトンネル新設工事
③　トンネル新設工事
④　土路盤新設工事

上記工事の施工経験は、平成15年度以降に元請として完工し引渡し済みのものに限る。ただし、当機構の発注工事の場合、一部しゅん功し引渡し済みの工事も施工経験とすることができるが、この場合は、当該工事の主たる目的物を引渡していなければならない。

上記工事が共同企業体構成員としての経験の場合は、出資比率が10％以上のものであること。

上記工事が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）の発注工事の場合で、工事成績評定点の通知を受けている場合は、工事成績評定点が65点以上であること。

また、上記工事が当機構の発注工事の場合は、現に施工中の工事において次の㋐から㋒までに掲げる条件を全て満たす場合には施工経験とすることができる。

㋐　トンネル本坑の掘削施工管理に２年以上従事していること（実施済みの出来形検査対象期間に含まれていること。）。

㋑　従事期間中の本坑の掘削延長が1,000m以上であること（検査済みの出来形部分に限る。）。

㋒　過失による粗雑工事又は契約違反に起因した指名停止を受けるなど不正又は不誠実な行為がなされた工事でないこと。

ウ　代表者が専任補助者を配置する場合は、代表者の配置予定技術者の施工経験は、イの施工経験に代えてイ②における掘削施工管理に６箇月以上の経験とすることができる。

エ　監理技術者（監理技術者の専任補助者を含む。）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構北海道新幹線建設局長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。